

京都大学大学院文学研究科アジア親密圏／公共圏教育研究センター要項

平成24年2月17日制定

(趣旨)

第1 この要項は、京都大学大学院文学研究科の組織に関する規程第11条の規定に基づき、アジア親密圏／公共圏教育研究センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的と業務)

第2 センターは、京都大学大学院文学研究科（以下「文学研究科」という。）が中心となり、京都大学が親密圏／公共圏研究の世界的拠点として先端的な研究および教育活動を推進するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 親密圏／公共圏研究の推進と促進
- 二 親密圏／公共圏研究に関する教育の推進と促進
- 三 親密圏／公共圏研究のための学際的連携の推進
- 四 親密圏／公共圏研究のためのグローバルな連携の推進
- 五 親密圏／公共圏研究の成果発表並びに情報発信

(センター長)

第3 センターにセンター長を置き、文学研究科の教授をもって充てる。

2 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 センター長は、センターの業務をつかさどる。

(センター員)

第4 センターに、第2に規定する業務を行うため、センター員を置き、その構成は次の各号のとおりとする。

- 一 文学研究科の専任の教員
- 二 文学研究科以外の学内外の研究者

2 前項に規定するセンター員は、運営委員会の議を経て、センター長が委嘱する。

(運営委員会)

第5 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 センター長
- 二 文学研究科の教員 若干名
- 三 文学研究科事務長
- 四 その他センター長が必要と認める者 若干名

3 前項第二号及び第四号の委員は、センター長が委嘱する。

4 第2項第二号及び第四号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任の残任期間とする。

(委員長)

第6 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、センター長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(委員会の運営)

第7 委員会は、その活動のため文学研究科長に対し、当該年度の予算希望書を提出するとともに、他機関等からの資金の確保を図る。

2 委員会は、毎年1回、文学研究科長に年次報告(決算報告を含む。)を行う。

(実行委員会)

第8 センターに、その運営に関する事項の実施についてセンター長の諮問に応ずるため、実行委員会を置く。

2 実行委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

(事務)

第9 センターの事務は、文学研究科事務部において処理する。

第10 この要項に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター長がこれを定める。

#### 附 則

この要項は、平成24年4月1日から実施する。